

日高広域消防事務組合 地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和3年1月

日高広域消防事務組合

消防本部 総務課

目次

1 背景	2
2 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
3 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 署所別の排出状況	
(3) エネルギー別の排出状況	
4 温室効果ガスの排出削減目標	6
5 目標達成に向けた取り組み	6
(1) 配慮すべき事項	
(2) 職員の環境保全意識の向上	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 推進方法	
(3) 点検及び評価	
(4) 進捗状況の公表	

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

当組合においても、庁舎内のLED化等を推進し、地球温暖化対策を進めてきましたが、今後更なる温室効果ガス排出量の削減に向けさまざまな取り組みを行い、地球温暖化の防止に向けた対策を推進していきます。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）◇

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 基本的事項

(1) 目的

日高広域消防事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、日高広域消防事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本実行計画の対象範囲は、日高広域消防事務組合が管轄する区域内の全ての事務・事業施設とします。なお、対象施設の詳細は次のとおりです。

〔対象範囲〕

消防本部・本署庁舎	日高郡日高町大字萩原 930 番地の 1
中津出張所庁舎	日高郡日高川町大字高津尾 5 番地の 3
印南出張所庁舎	日高郡印南町大字山口 1507 番の 6
南部出張所庁舎	日高郡みなべ町徳蔵 170 番地 6

(3) 対象とする温室効果ガス

本実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質〔二酸化炭素（CO₂）、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)〕のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

〔実行計画の対象とする温室効果ガス〕

温室効果ガス	概要
二酸化炭素(CO ₂)	代表的な温室効果ガス。電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。また、廃油や廃プラスチック等の焼却処理等によっても排出され、排出量が多いため地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。

〔参考〕

温室効果ガス	概 要
メタン(CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て等により排出される。二酸化炭素に次いで2番目に地球温暖化に及ぼす影響力がある。
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料、一般廃棄物の焼却により排出される。また、農用地の土壌や家畜排泄物の管理等においても発生する。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用、廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用される。地方公共団体では、ほとんど該当しない。
六フッ化硫黄(SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造、使用廃棄時等に排出される。
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体のエッチング等製造工程等において使用される。地方公共団体では、ほとんど該当しない。

(4) 計画期間

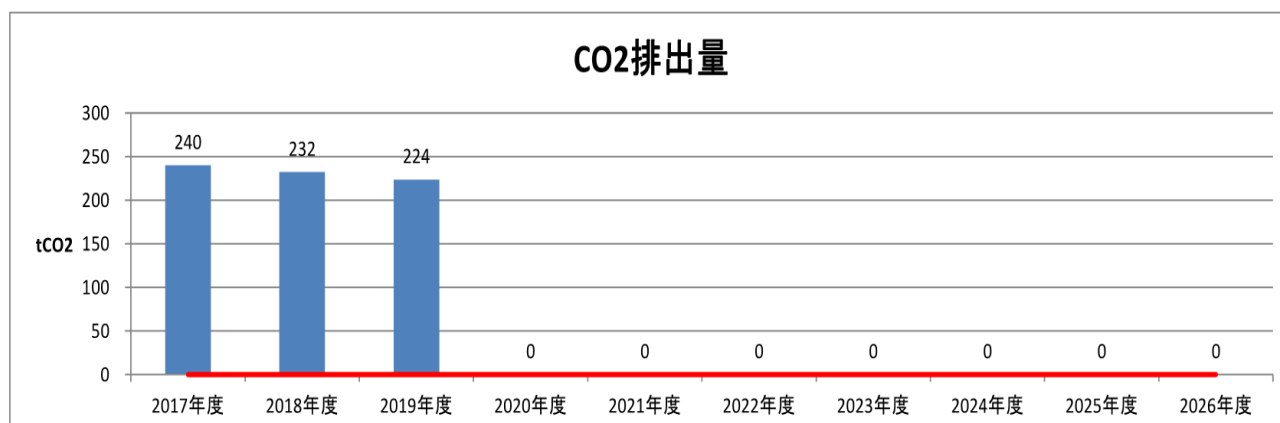
基準年度を2019年度（令和元年度）とし、2020年度（令和2年度）から2030年度（令和12年度）末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2026年度（令和8年度）に、計画の見直しを行います。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

当組合の事務・事業の範囲における温室効果ガスの排出量は、環境省の「かんたん算定シート」を使用し算出します。

当組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2019年度において、224 t-CO₂となっています。



(2) 署所別の排出状況

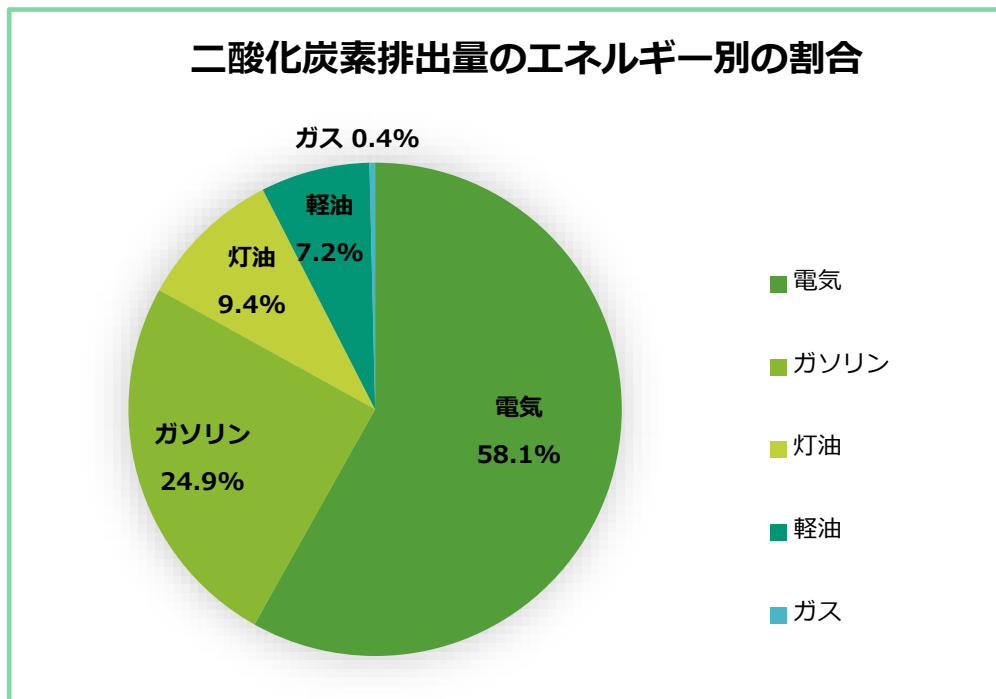
当組合において、消防車両及び人員が最も多く、通信指令室を置く本部庁舎が全体の55.2%を占めており、続いて、南部出張所庁舎の順となっています。

	ガソリン	灯油	軽油	ガス (LPG)	電気	合計	割合
消防本部・本署庁舎	21.7 t	8.1 t	8.3 t	0.4 t	84.9 t	123.4 t	55.2%
中津出張所庁舎	10.3 t	4.0 t	1.8 t	0.2 t	14.9 t	31.2 t	13.9%
印南出張所庁舎	10.8 t	4.7 t	3.0 t	0.1 t	13.9 t	32.4 t	14.5%
南部出張所庁舎	12.8 t	4.4 t	2.9 t	0.1 t	16.4 t	36.7 t	16.4%

※ 標記の排出量数値は、小数点以下第2位を四捨五入しています。

(3) エネルギー別の排出状況

当組合における二酸化炭素排出量のエネルギー別の割合について、電気関係のものが約58.1%、車両の燃料に使用される燃料（ガソリン及び軽油）関係のものが約32.1%、給湯、コンロ等に使用される燃料（LPG及び灯油）が約9.8%となっています。



4 温室効果ガスの排出削減目標

我が国の約束草案において、2030年（令和12年）までに2013年（平成25年）比で26%の削減を目標に掲げていますが、当組合の業務の性質上、数値目標を設定して削減することが困難であるため、数値の目標は設定しないが、次のとおり目標を設定し、温室効果ガス削減に向けての取り組みとします。

- 今後、各年度における温室効果ガス（CO₂）排出量は、基準年度の数値から段階的に削減するよう努力する。
- 職員一人ひとりが排出削減の意識を持ち、環境への負荷を低減することを目指す。

5 目標達成に向けた取り組み

(1) 配慮すべき事項

職員が事務、業務を遂行する際には、次のような取り組みにより、資源、エネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に努めるものとする。

ア 電気使用量の抑制

- ・ 複合機やパソコンの効率的な使用に務め、昼休み、時間外勤務時には消灯と心掛けて必要最低限での使用を推進する。
- ・ 毎日勤務者にあっては退庁時に身の回りのOA機器の電源を切り、隔日勤務者にあっては、午後10時から翌午前7時までの時間帯は必要なOA機器以外の電源は切る。
- ・ OA機器、家電製品等の更新、導入時には必要最小限の機能、能力とし、消費電力量が少ない製品を選択する。
- ・ 業務の効率化を図り、できるだけ残業を無くすよう努力する。
- ・ 今後も庁舎設置の蛍光灯、水銀灯についてはLED化を進める。

イ 燃料使用量の抑制（災害出動時以外）

- ・ 急発進や急加速を避けエコドライブに務め、車両点検時、資機材の積み下ろし時等ではエンジンを停止し、アイドリングストップに心掛ける。
- ・ タイヤの空気圧を適切に管理し、車両整備に務める。
- ・ 出張の際は、積極的に公共交通機関を活用する。
- ・ 給湯機器は、適切な温度を設定する。
- ・ 沸かし過ぎの防止等、ガスコンロや湯沸かし器の効率的な使用に努める。

ウ 紙類使用量の抑制

- ・ 両面コピーや裏面利用を徹底する。
- ・ 情報漏洩の恐れがないミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。
- ・ ミスコピーを防ぐため、複合機の使用後はリセットボタンを押す。
- ・ 庁内ネットワークを積極的に利用しペーパーレス化を図る。

エ ゴミ排出量の抑制

- ・ 使用済封筒やファイル等事務用品の再利用を徹底する。
- ・ 分別収集を徹底する。
- ・ 備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図る。

(2) 職員の環境保全意識の向上

本実行計画による取り組みの実効性を高めるため、当組合の職員一人ひとりが環境保全に対する意識を高めることが重要であることから、環境に関する情報提供や知識習得への研修会等への参加を奨励します。

6 進捗管理体制と進捗情報の公表

(1) 推進体制

本実行計画を推進するために、各所属単位で取り組みを推進することが必要であることから、「推進本部」及び「推進責任者」「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んで行くこととします。

ア 推進本部

推進本部を総務課に置き、総務課長を本部長（実行計画責任者）とし、今後の実行計画の見直し及び実行計画の推進点検を行う。

イ 推進担当者

消防署、各出張所に「実行計画推進責任者」及び総務課に「実行計画推進担当者」を置き、「実行計画推進責任者」、「実行計画推進担当者」は実行計画の推進及び進捗状況を把握し、推進本部と点検し、実行計画の総合的な推進を図る。

(2) 推進方法

- ア 全職員が自らの業務を遂行する中で、「5目標達成に向けた取り組み」に規定する項目に従って、環境負荷の低減のため実践する。
- イ 各所属別に消費した電力、ガス及び燃料の使用状況について、随時、ネットワーク内で共有し意識付けを行う。

(3) 点検及び評価

推進本部において、取り組み状況や使用量を毎年把握し、総合的に点検及び評価する。

(4) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量について、年1回組合ホームページにより公表する。

日高広域消防事務組合
地球温暖化対策実効計画

日高広域消防事務組合 消防本部 総務課
和歌山県日高郡日高町大字萩原930番地の1
TEL : 0738-63-1119 (代表)